

臨時相談窓口を開設

3密を避けるため、市役所に相談窓口は設けませんが、感染防止の対策を行ったうえで、臨時の「特別定額給付金相談窓口」を開設します。
 必要なもの 印鑑、本人確認書類のコピー、口座確認書類のコピー
 給付時期 申請書の受け付けから2週間ほどで支給
 ※現金給付は、口座振込より遅くなります。

本人確認書類のコピー

次のいずれかのコピー（代理申請の場合は代理人のもの）が必要です。
 ●運転免許証（裏面に記載があれば両面）
 ●パスポート ●マイナンバーカード
 ●健康保険証 ●年金手帳 ●住民票
 ●身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳
 ●在留カードなど、本人が所有するもので、氏名、生年月日が確認できるもの

口座確認書類のコピー

金融機関名、口座番号、口座名義（カタカナ）が分かるところのコピーが必要です。
 ●通帳の表紙の次のページ
 ●キャッシュカード
 ●インターネットバンキングの画面

会場および日時

会場	日程	時間
イベントホール赤れんが（有明町南1）	6月11日(木)～14日(日)	午前9時～午後5時
北村支所（北村赤川593）	16日(火)	
栗沢支所（栗沢町東本町21）	17日(水)	
幌向総合コミュニティセンターほっとかん（幌向南1-1）	18日(木)	

DV（ドメスティック・バイオレンス）などを理由に避難している方は

配偶者やその他親族からの暴力などを理由に避難しており、事情により令和2年4月27日以前に岩見沢市に住民票を移すことができなかった方で、一定の要件を満たしている場合、世帯主でなくとも、同伴者の分を含めて、岩見沢市で特別定額給付金の申請を行い、給付金を受け取ることができます。詳しくはお問い合わせください。
 問合せ先 市民連携室男女共同参画担当

こんなことは絶対ありません

- ✕ 市役所や総務省などの職員が、ATM（銀行・コンビニなどの現金自動預払機）の操作をお願いしたり、暗証番号を聞いたりすること
- ✕ ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうこと
- ✕ 市役所や総務省などの職員が、給付のために手数料などの振り込みを求めること



新型コロナに負けない



3密を避けるため、できる限り「郵送申請」「口座振込」にご協力ください

オンライン申請

マイナンバーカードと給付金を振り込む世帯主の振込口座が分かるものを準備して、「マイナポータル」にログインし、手続きをしてください。

マイナポータル 対応機種



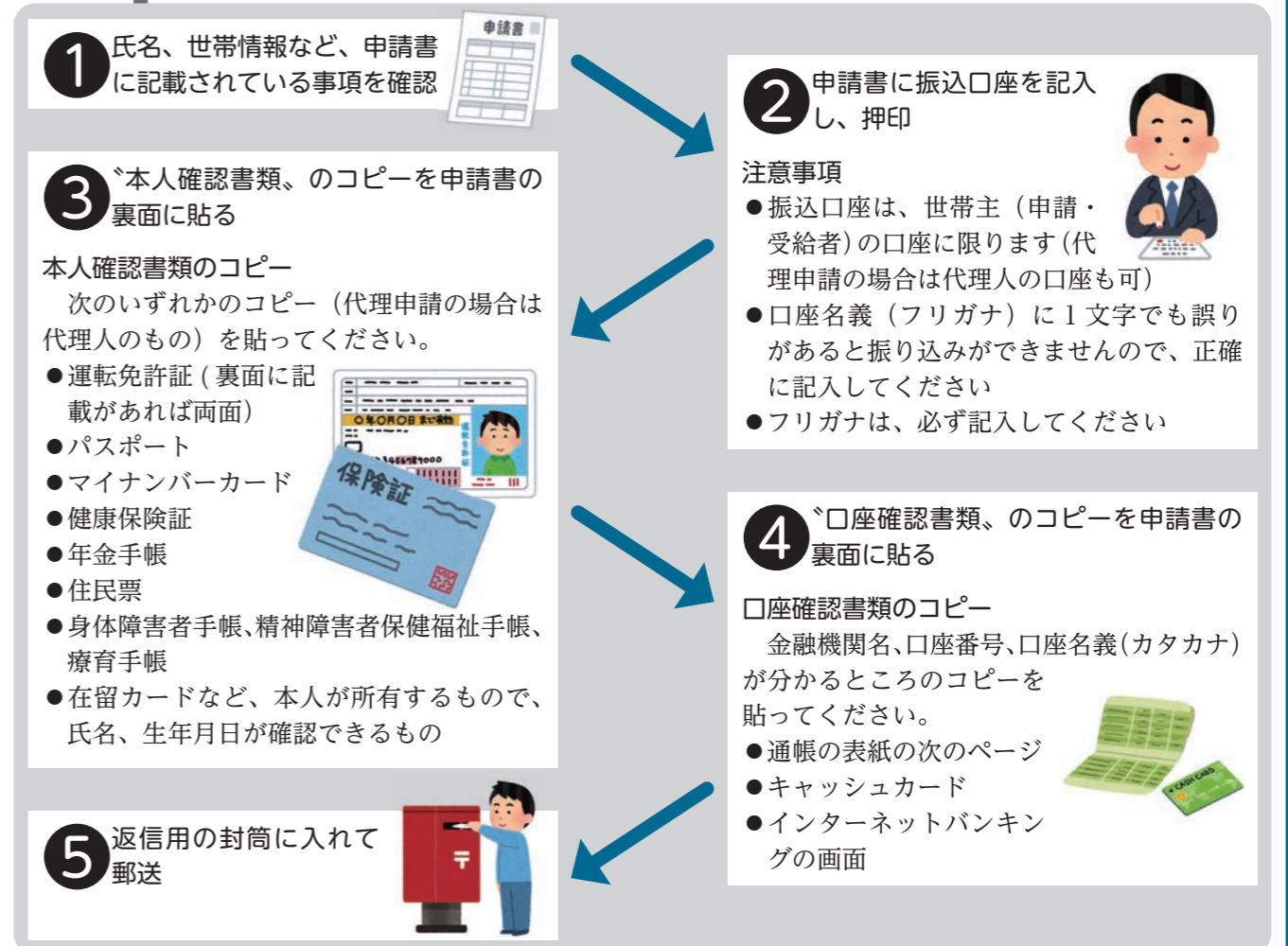
申請書は届きましたか？

対象者 令和2年4月27日現在、岩見沢市の住民基本台帳に登録されている人。受給権者は、給付対象者の属する世帯の「世帯主、です
 給付額 1人につき10万円
 給付方法 口座振込（金融機関の口座がない方のみ現金給付）
 申請方法 給付金の受け取りには申請が必要です（世帯主の委任があれば、代理申請ができます）
 ●郵送 ●オンライン（マイナンバーカードが必要）
 申請期限 申請書の発送から3カ月（郵送の場合は、消印有効）
 給付時期 申請書の受け付けから2週間ほどで支給
 ※現金給付は、口座振込より遅くなります。

特別定額給付金

申請書類が届く 6月中旬になっても申請書が届かない場合はご連絡ください。

申請書類を作成する（郵送・口座振込の場合） 次の手順で申請書を作成してください。



市から給付決定通知書が届く

給付金が振り込まれる 申請書の受け付けから2週間ほどで支給されます

問合せ先 特別定額給付金担当 ☎ 22-8400 【平日】 午前9時～午後5時
 【土・日曜日】 午前9時～午後3時（6月14日(日)まで）

売上げが減少している事業者の方へ

小規模事業者等経営サポート給付金

対 象	<p>次の要件を全て満たす方</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 岩見沢市内に本社を有する法人または岩見沢市内に在住する個人事業主 ● 令和元年12月31日までに創業した事業者 ● 飲食業・宿泊業を営む中小企業者、またはそれ以外の業種を営む小規模事業者 ● 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年1月から12月までのうち、ひと月の売上げが前年同月比で20%以上減少している事業者 <p>※個人農業者、医師、歯科医師、助産師、協同組合、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、医療・宗教・学校・農業・社会福祉法人、任意団体は対象外です。</p>
給 付 額	<p>宿泊業・飲食業を営む者 20万円 それ以外の業種を営む小規模事業者 10万円</p>
受 付 期 間	令和3年1月29日(金)まで
申 請 方 法	<p>次の必要書類を郵送で提出してください</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市ホームページからダウンロードまたは市役所本庁、北村・栗沢両支所、岩見沢商工会議所、いわみざわ商工会で配布する申請書 ● 2019年分の確定申告書類の写し(月別売上表含む) <p>※月別売上表のない方は、年間売上げを12で除した額を月額売上げとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 2020年の減収月の事業収入額を示した帳簿などの写し ● 通帳の写し(銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・口座名義が分かるもの) ● 本人確認書類(個人事業主のみ)
申請・問合せ先	〒068-8686 岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号 岩見沢市経済部商工労政課



収入が減少し、家賃の支払いが困難な方へ

住居確保給付金

対 象	<p>次の要件を全て満たす方</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 離職・廃業をした日から2年以内、またはやむを得ない休業などにより、収入が減少している ● 収入が減少する前に、世帯生計を主として維持していた ● 金融資産(世帯の手持ち金、預貯金額などの合計)と収入基準額(申請月の世帯の収入)の両方が次の金額を超えていない 															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>単身世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人以上の世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金融資産(預貯金計)</td> <td>486,000円</td> <td>744,000円</td> <td>954,000円</td> <td>1,000,000円</td> </tr> <tr> <td>収入基準額(月額) ※家賃額で変動あり。</td> <td>111,000円</td> <td>160,000円</td> <td>198,000円</td> <td>236,000円~</td> </tr> </tbody> </table>		単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人以上の世帯	金融資産(預貯金計)	486,000円	744,000円	954,000円	1,000,000円	収入基準額(月額) ※家賃額で変動あり。	111,000円	160,000円	198,000円	236,000円~
	単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人以上の世帯												
金融資産(預貯金計)	486,000円	744,000円	954,000円	1,000,000円												
収入基準額(月額) ※家賃額で変動あり。	111,000円	160,000円	198,000円	236,000円~												
支給上限額	単身世帯30,000円、2人世帯36,000円、3~5人世帯39,000円、6人世帯42,000円、7人以上の世帯47,000円															
支給期間	3カ月間(一定の要件を満たした場合、最長9カ月間)															
問 合 先	生活サポートセンターりんく(3西3) ☎25-5200															

保険料が減免されます

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の減免

対 象	<p>新型コロナウイルス感染症により、次のいずれかに該当する世帯</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 主たる生計維持者の収入の減少が見込まれ、一定の要件を満たす ● 主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った
対象保険料	令和2年2月1日から令和3年3月31日までに納期限が設定されている保険料
手続きなど	手続きや減免額など、詳しくはお問い合わせください
申請・問合せ先	国保医療助成課保険料収納グループ